

杉並区会計年度任用職員(専門職)【個別対応職員】

募集案内

令和 8 年 1 月 1 5 日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採 用 区 分		勤 務 態 様	採用予定数	勤 務 場 所
会計年度任用職員 (専門職)	個別対応 職員	週 4 日 / 1 日 7 時間 4 5 分	1 名	杉並区役所分庁舎 4・5 階 (成田東 4-36-13) 杉並区児童相談所 (阿佐谷南 1-14-8)

(2) 仕事内容

- ・一時保護施設職員に対する職務遂行に必要な技術の教育・指導・助言
- ・基本的な人間関係、特に、信頼関係の構築の観点から、援助方針に沿った個別面接等の支援
- ・生活支援、学習支援、レクリエーション等の生活場面での 1 対 1 の対応
- ・生活や日課の中で、担当の児童指導員や保育士だけでは対応困難な事案が発生した際の応援支援
- ・子どもに対する個別支援とともに、他の職員が行う支援方法、支援技術の向上に資する助言、スーパーバイズ
- ・その他個別支援等のために必要な業務

(3) 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

※条件付採用期間(試用期間) 1 か月

※公募によらない再度の任用制度あり

(公募によらない再度任用の可否は勤務実績等による能力実証を行います。)

(4) 応募資格

① 次のすべてに該当する方

- a 一時保護施設設備運営基準第 18 条の規定に基づく児童指導員であって、実務経験が 5 年以上ある者

- b 虐待を受けた子どもの援助に十分な知識と経験を有する者

※ 業務従事歴について

当該職種に関係のある業務に従事した期間とし、1 年以上の期間について、複数のものを通算できる。また、週 20 時間以上従事することを要す。

② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、免許証又は資格の写しを添えて次により申し込んでください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 または 持 参	<u>令和8年1月29日（木）まで（必着）</u> (持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで)	〒166-0015 杉並区成田東4-36-13 杉並区役所分庁舎4階 子ども家庭部児童相談所設置準備課

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（専門職）【個別対応職員】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合格にかかわらず、令和8年2月4日（水）頃までに第一次選考受験者に結果を通知します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○令和8年2月12日（木）、13日（金）、16日（月）、17日（火）のうち、いずれか1日 (時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○杉並区役所又は杉並区役所分庁舎	
方 法	面 接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和8年2月下旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【5】 報酬・手当

月額 21,835円（令和8年4月1日予定）

（地域手当に相当する報酬を含みます）

- ※1 通勤費を支給します。（上限1か月55,000円まで）
- ※2 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※3 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※4 期末手当・勤勉手当を支給します。（6か月以上の任用期間がある場合に支給します。ただし勤務時間が1週15時間30分未満かつ勤務日数が1週2日以下の場合は支給対象外です。）

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、週4日勤務です。
- ◇ 勤務時間は原則として、午前8時30分から午後5時30分までの時間のうち、7時間45分勤務です。（休憩時間は別途60分）
- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、年10日付与されます。
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇などの制度があります。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申込み・問合せ先

杉並区子ども家庭部児童相談所設置準備課（杉並区役所 分庁舎4階）

〒166-0015

東京都杉並区成田東4-36-13

TEL：03-5307-0355

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>